

より安心して暮らせるまちづくりをめざし

市独自で

8月1日からスタート!

# 福祉医療費助成制度を充実

乳幼児を健やかに育てる環境づくりと保護者の皆さんの負担軽減のため、甲賀市では、少子化対策として8月から乳幼児の医療費を無料にします。また、積極的な福祉対策を推進するため、重度の障害者や母子・父子家庭等の医療費の一部負担金についても市が独自で助成する制度を充実します。

## 就学前乳幼児の医療費を無料化

現在、乳幼児の福祉医療は4歳未満の通院及び<sup>\*</sup>就学前の幼児の入院について、<sup>\*</sup>一部自己負担金をいただき残りを市が助成してまいりました。今回の改正により対象を就学前まで拡大し、すべての医療費を無料化します。

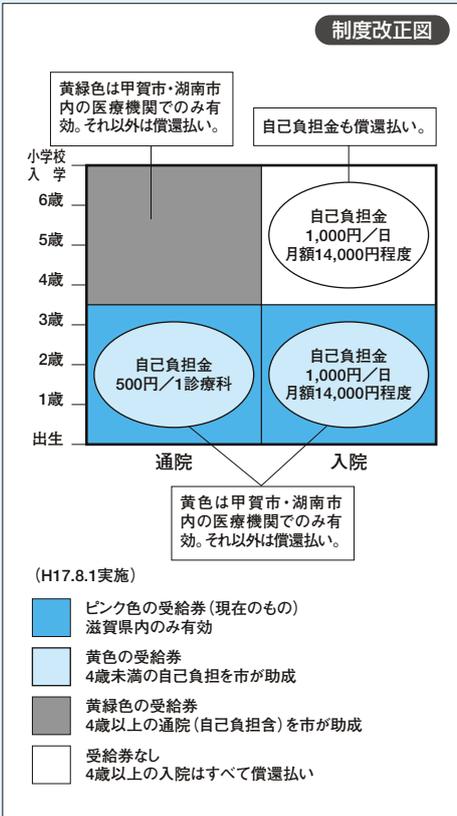
## 新しい受給券の交付

① 4歳未満の方(ピンク色の受給券を持っておられる方)は郵送で受給券(黄色)を送付します。

② 4歳以上就学前の方は、7月中旬に個人あてに通知しますので各支所へ交付の手続きをしてください。(詳細は次ページ下)必ず健康保険証を持参ください。

## ※償還払いの方法

受給券が使用できず、一旦医療機関等の窓口でお支払いされた場合、後日、市の各支所総合窓口課で手続きを行ってください。



## 持参する物

- 領収書
- 印鑑
- 健康保険証
- 福祉医療費受給(助成)券
- 振込先の口座番号が分かるもの(郵便局は不可)

※就学前：小学校へ入学されるまで(6歳の誕生日の属する年の3月31日まで)  
※一部負担金：通院500円(1診療科) 入院 1,000円(1日)  
※償還払い：医療機関等で支払った医療費を市に請求し、返金を受ける制度

## 市が助成し引き続き無料

重度心身障害者(児)・母子家庭・父子家庭・ひとり暮らし寡婦・重度心身障害老人等の一部自己負担金

8月から滋賀県の福祉医療費助成事業の制度改正により、右記対象の方には一部自己負担金が必要となりますが、市はその一部自己負担金を全額助成します。

受給券の様式等の変更はありますが、結果的には対象者の方は今までどおり医療費にかかる自己負担はありません。

## 旧制度の改正

平成17年8月から制度名を変更し、対象を次のとおり拡大します。内容は以前と変更ありません。

◎制度名  
(旧)福祉医療費助成制度

(新)精神障害者精神科通院医療費助成事業

◎対象者(所得制限がありません)(旧)

① 精神障害の程度が1級に該当する者

② 精神障害の程度が2級に該当する者で身体障害の程度が3級に該当する者

(新)精神障害の程度が1級又は2級に該当する者



【問い合わせ先】  
保険年金課 老保医療係  
TEL 65-0689  
FAX 63-4582

## 老人保健医療受給者証の更新について

老人保健で医療を受けられたときに窓口で支払う費用(一部負担金)の負担区分(一割または2割)は、新たに平成16年中の所得額に基づき、平成17年8月1日から見直しをすることになっています。

平成16年中の課税所得が145万円以上の方および課税所得が145万円以上の70歳以上の方(65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方も含む)と同一の世帯に属する方は、負担が2割になります。それ以外の方は、負担が1割になります。

この見直しにより負担区分が変更になる方は、更新の手続きをし、新たな医療受給者証の交付を受けていただくことになります。

更新時には次の物がが必要です。

- ・老人医療受給者証 ・健康保険証
- ・通知書

なお、負担区分に変更のない方は、現在お使いの医療受給者証を引き続きご使用いただけます(更新はありません)。

### 【手続き期間】

7月19日(火)～29日(金)  
8:30～17:15

### 【場 所】

各支所 総合窓口課

\* 該当の方へは7月中旬に個人あてに通知しますので更新の手続きをしてください。なお、通知のない方で該当と思われる場合はお問い合わせください。

### 【問い合わせ】

保険年金課 老保医療係  
☎65-0689 FAX63-4582

## 国民健康保険高齢受給者証の更新について

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日です。8月1日からの新しい高齢受給者証は7月下旬に郵送させていただきます。

### 【問い合わせ】

保険年金課 国保年金係  
☎65-0688 FAX63-4582

現在、有効期限が平成17年7月31日となっている福祉医療費受給券・助成券をお持ちの方は、更新手続きが必要です。

### 給格 受資

それぞれ所得制限があります。

## 1. 福祉医療費受給券・助成券の更新手続き

- 重度心身障害者(児) (65歳未満)
  - ・身体障害者手帳1・2級所持者
  - ・知的障害の程度が重度の方
  - ・身体障害者手帳3級で、かつ知的障害の程度が中度の方
  - ・特別児童扶養手当1級支給対象児童
  - ・身体障害者手帳3級で旧地域改善対策特別措置法に規定する地域に居住する方

- 母子・父子家庭(65歳未満)
  - ・18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない者及びその子
- ひとり暮らし寡婦 (65歳未満)
  - ・ひとり暮らし高齢寡婦 (65～69歳)
  - ・配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者で、かつ、ひとり暮らしの状態が1年以上続いており、今後その状態が継続すると見込まれる方
- 老人(65歳～69歳)
  - ① 低所得老人
    - ・本人、配偶者及び扶養義務者のそれぞれに、市民税が課税されていない方
  - ② 旧地域改善対策特別措置法に規定する地域に居住する老人
    - ・本人、配偶者及び扶養義務者に所得制限があります。

- 重度心身障害者(65歳以上)
  - ・身体障害者手帳1・2級所持者
  - ・知的障害の程度が重度の方
  - ・身体障害者手帳3級で、かつ、知的障害の程度が中度の方

### 給格 受資

それぞれ所得制限があります。

## 2. 精神科通院医療費受給券・助成券の更新手続き

### 持参する物

- 健康保険証
- 前住地の所得証明(平成17年1月2日以降に本市に転入された方)
- その他通知に明記されている物

- 重度精神障害者(児)(65歳未満)
- 重度精神障害者(65歳以上)
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者